

ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表(R8.4～)

1割負担

第1段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	27	27	27	27	27
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	300	300	300	300	300
5.自己負担金 (居住費)	880	880	880	880	880
6.合計 (1+2+3+4+5)	1,883	1,953	2,028	2,099	2,168
月額利用料(31日計算)	58,373	60,543	62,868	65,069	67,208
第2段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	27	27	27	27	27
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	390	390	390	390	390
5.自己負担金 (居住費)	880	880	880	880	880
6.合計 (1+2+3+4+5)	1,973	2,043	2,118	2,189	2,258
月額利用料(31日計算)	61,163	63,333	65,658	67,859	69,998
第3段階①	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	27	27	27	27	27
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	650	650	650	650	650
5.自己負担金 (居住費)	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
6.合計 (1+2+3+4+5)	2,723	2,793	2,868	2,939	3,008
月額利用料(31日計算)	84,413	86,583	88,908	91,109	93,248
第3段階②	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	27	27	27	27	27
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	1,360	1,360	1,360	1,360	1,360
5.自己負担金 (居住費)	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370
6.合計 (1+2+3+4+5)	3,433	3,503	3,578	3,649	3,718
月額利用料(31日計算)	106,423	108,593	110,918	113,119	115,258
第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	670	740	815	886	955
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	27	27	27	27	27
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	6	6	6	6	6
4.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
5.自己負担金 (居住費)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
6.合計 (1+2+3+4+5)	4,348	4,418	4,493	4,564	4,633
月額利用料(31日計算)	134,788	136,958	139,283	141,484	143,623

- ※科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位/月)が加算されます。
- ※褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位/月)が加算されます。
- ※栄養マネジメント強化加算(11単位/日)が加算されます。
- ※生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。
- ※ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)が加算されます。
- ※介護職員等処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。
- ※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費880円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費880円/日)	預貯金額が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費650円・居住費1370円/日)	預貯金額が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1360円・居住費1370円/日)	預貯金額が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費2200円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

◎加算項目及び利用者負担額(1日あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算項目	加算概要(条件)
初期加算(加算料金/日)30円	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象となります。
入院・外泊時費用(加算料金/日)246円 (対象者のみ)	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部(自己)負担額がこの金額に変更となります。ただし、7日目以降の自己負担はありません。
サービス提供体制強化加算Ⅲ(加算料金/日)	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上

ユニット型特別養護老人ホーム愛和苑料金表(R8.4～)

2割負担

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	1340	1480	1630	1772	1,910
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	54	54	54	54	54
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	12	12	12	12	12
4.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
5.自己負担金 (居住費)	2,066	2,066	2,066	2,066	2,066
6.合計 (1+2+3+4+5)	4,917	5,057	5,207	5,349	5,487
月額利用料(31日計算)	152,427	156,767	161,417	165,819	170,097

3割負担

第4段階	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1.自己負担金 (介護サービス費)	2010	2220	2445	2658	2,865
2.自己負担金 (夜間職員配置加算Ⅱ)	81	81	81	81	81
3.自己負担金 (サービス提供体制強化加算Ⅲ)	18	18	18	18	18
4.自己負担金 (食事代)	1,445	1,445	1,445	1,445	1,445
5.自己負担金 (居住費)	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
6.合計 (1+2+3+4+5)	5,754	5,964	6,189	6,402	6,609
月額利用料(31日計算)	178,374	184,884	191,859	198,462	204,879

※科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位/月)が加算されます。
 ※褥瘡マネジメント加算Ⅱ(13単位/月)が加算されます。
 ※栄養マネジメント強化加算(11単位/日)が加算されます。
 ※生産性向上推進体制加算Ⅱ(10単位/月)が加算されます。
 ※ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)が加算されます。
 ※介護職員等処遇改善加算Ⅱ(総介護報酬単位数に1000分の136に相当する単位数)が加算されます。
 ※1生活費(食費・居住費)のご利用者負担額については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階):課税区分(世帯全員)	対象者
第1段階:市町村民税非課税 (食費300円・居住費880円/日)	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階:市町村民税非課税 (食費390円・居住費880円/日)	預貯金額が単身650万円以下、夫婦1650万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の方
第3段階①:市町村民税非課税 (食費650円・居住費1370円/日)	預貯金額が単身550万円以下、夫婦1550万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が80万円超120万円以下の方
第3段階②:市町村民税非課税 (食費1360円・居住費1370円/日)	預貯金額が単身500万円以下、夫婦1500万円以下の方で課税年金収入額と合計所得金額が120万円超の方
第4段階:市町村民税課税 (食費1445円・居住費2200円/日)	上記対象条件以外の方

※2減額の手続き等の詳細は、役所の介護保険窓口にお問い合わせください。

◎加算項目及び利用者負担額(1日あたり)

※3要介護度、ご利用者負担段階の如何に関わらず一律料金が加算されます。

加算項目	加算概要(条件)
初期加算(加算料金/日)30円	入居日から30日に限って加算。また、30日を超える病院等への入院後に再入所した場合も対象となります。
入院・外泊時費用(加算料金/日)246円 (対象者のみ)	病院等への入院、自宅へ外泊した場合、月6日を限度として一部(自己)負担額がこの金額に変更となります。ただし、7日目以降の自己負担はありません。
サービス提供体制強化加算Ⅲ(加算料金/日)	看護職員・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上